

建設現場における快適トイレ設置の試行に関する特記仕様書

(趣旨)

第1条 本工事は、建設現場を働きやすい環境とする取組の一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）の設置の試行対象工事であり、本特記仕様書に明示のない事項は、「建設現場における快適トイレ設置の試行要領」（以下、「要領」という。）によるものとする。

2 快適トイレの設置は任意とする。受注者が設置を希望し、発注者との協議が整った場合に設置することができるものとする。なお、設置しない場合は、要領によらず施工するものとする。

(快適トイレの仕様)

第2条 快適トイレは、以下の（１）、（２）の仕様を満たすものとする。（３）は、推奨する仕様であり任意とする。

（１）快適トイレに求める標準仕様【必須】

ア 洋式便座

イ 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付き含む)

ウ 臭い逆流防止機能(フラPPER機能)

(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること)

エ 容易に開かない施錠機能(二重ロック等)

(二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの)

オ 照明設備(電源がなくても良いもの)

カ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重 5kg 以上)

（２）快適トイレとして活用するために備える付属品【必須】

キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

ク 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)

ケ サニタリーボックス(女性専用トイレに限る)

コ 鏡付きの洗面台

サ 便座除菌シート等の衛生用品

（３）推奨する仕様、付属品【任意】

シ 室内寸法 900×900mm 以上(半畳程度以上)

ス 擬音装置

セ 着替え台(フィッティングボード)

ソ フラPPER機能の多重化

タ 窓など室内温度の調整が可能な設備

チ 小物置き場等(トイレトペーパー予備置き場)

(費用等)

第3条 設置する費用については、当初設計では計上していない。